

自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内

令和6年能登半島地震の被害に伴い、国土交通省より、自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

<2024年1月4日発表>

[自動車検査証の有効期間を伸長します（国土交通省北陸信越運輸局 ホームページ掲載）](#)

<2024年1月10日発表>

[自動車検査証の有効期間を再伸長します（国土交通省北陸信越運輸局 ホームページ掲載）](#)

<2024年1月31日発表>

[自動車検査証の有効期間を再々伸長します（国土交通省北陸信越運輸局 ホームページ掲載）](#)

<2024年2月8日発表>

[被災地に取り残された石川県外ナンバー車両等の自動車検査証の有効期間を伸長します（国土交通省北陸信越運輸局 ホームページ掲載）](#)

<2024年3月8日発表>

[自動車検査証の有効期間を再伸長します（国土交通省北陸信越運輸局 ホームページ掲載）](#)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

【1. 伸長対象の地域】

<第1群>

【富山県】 富山市、高岡市

【新潟県】 上越市、柏崎市

<第2群>

【石川県】 金沢市、加賀市

【富山県】 氷見市、小矢部市

【新潟県】 新潟市

<第3群>

【石川県】 七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

※令和6年能登半島地震に関する災害救助法の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有する自動車（以下「災害復旧等車両」といいます。）については、対象地域（第1群、第2群、第3群）および使用の本拠にかかわらず、被災地（石川県、富山県および新潟県）において救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行う場合、第3群の地域と同様に特別措置の適用が可能です。

※対象地域（第3群）外に使用の本拠を有する自動車であって、令和6年能登半島地震により被災し、2024年2月8日現在においても、やむを得ず対象地域（第3群）に存せざるを得ない旨北陸信越運輸局に申告し、北陸信越運輸局が発行する受理証を有する自動車については、第3群の地域と同様に特別措置の適用が可能です。

【2. 対象の契約】

◆検査対象車

| 伸長対象地域 | 対象契約 |
|--------|---|
| 第1群 | 自動車検査証の有効期間の満了が2024年1月1日から2024年1月11日までの自動車に付保された契約のうち、 <u>保険期間の終期が2024年1月1日から2024年1月12日までの</u> 保険契約 |
| 第2群 | 自動車検査証の有効期間の満了が2024年1月1日から2024年2月8日までの自動車に付保された契約のうち、 <u>保険期間の終期が2024年1月1日から2024年2月9日までの</u> 保険契約 |
| 第3群 | 自動車検査証の有効期間の満了が2024年1月1日から2024年5月30日までの自動車に付保された契約のうち、 <u>保険期間の終期が2024年1月1日から2024年5月31日までの</u> 保険契約 |

◆検査対象外車

| 伸長対象地域 | 対象契約 |
|--------|--------------------------------------|
| 第1群 | 保険期間の終期が2024年1月1日から2024年1月12日までの保険契約 |
| 第2群 | 保険期間の終期が2024年1月1日から2024年2月9日までの保険契約 |
| 第3群 | 保険期間の終期が2024年1月1日から2024年5月31日までの保険契約 |

【3. 特別措置の内容】

手続猶予の期限は、第1群が2024年1月12日まで、第2群が2024年2月9日まで、第3群が2024年5月31日までとなります。

| 対象 | | 使用の本拠地 | 車検期間の伸長 | 手続猶予 | 払込猶予 |
|--------|--|---------|---------|-----------------------|-----------------------|
| 検査対象車 | ○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 | 伸長対象地域内 | 有 | ○ | ○ (2024年7月31日まで) |
| | ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者 | 伸長対象地域外 | 無 | × ^{(注1)(注2)} | ○ (2024年7月31日まで) |
| | 上記以外 | 伸長対象地域内 | 有 | ○ | ○ (2024年7月31日まで) |
| | | 伸長対象地域外 | 無 | × ^{(注1)(注2)} | × ^{(注1)(注2)} |
| 検査対象外車 | ○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者 | — | — | ○ | ○ (2024年7月31日まで) |
| | 上記以外 | — | — | × ^(注1) | × ^(注1) |

(注1) 災害復旧等車両は、対象地域（第1群、第2群、第3群）および使用の本拠にかかわらず第3群の地域と同様に手続猶予・払込猶予の適用が可能です。

(注2) 北陸信越運輸局が発行する受理証を有する自動車は、第3群の地域と同様に特別措置の適用が可能です。

本措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約の取扱代理店または弊社担当窓口にお問い合わせください。

以上